

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (9時26分)

日程第5「議案第42号工事請負契約の締結について(令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号工事請負契約の締結について(令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事)。

令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、請負代金額。一金8,360万円也。

4、契約の相手方。神奈川県厚木市三田南3丁目1番32号、有限会社松田電気工事、代表取締役 鍵和田一男。

令和6年10月25日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第42号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格5,000万円を超える工事請負契約のため、提案させていただくものでございます。なお、情報公開条例に基づきまして、請負者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自署及び印影、それから参考資料4の令和6年度の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金に係る補助事業の公募結果の責任者及び担当者の氏名等を墨塗りさせていただいております。

それでは、工事契約について御説明をさせていただきます。1、工事名。令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事。

2、工事場所。松田町立松田中学校（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1400番地）。

3、工期でございますが、契約締結日から令和7年1月20日までとなっております。

4、請負代金。8,360万、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が760万円でございます。

5、前払金、部分払いについては、記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、836万円でございます。

8、契約支払い場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の交付決定を得るまで仮契約とする。

令和6年10月21日。発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037、氏名、松田町長 本山博幸。請負者、住所、神奈川県厚木市三田南3丁目1番32号、有限会社松田電気工事 代表取締役 鍵和田一男。

恐れ入ります、次ページ、参考資料2を御覧ください。入札経過調書でございます。一番上の上段の欄でございます。左から、予定価格から最低制限価格の110分の100について御説明します。一番上段の左側の予定価格は9,240万円、左から2番目の入札書比較価格は8,400万円で、こちらは予定価格の消費税抜きの価格でございます。続きまして、左から3番目の最低制限価格、こちらは8,297万5,200円。最低制限価格は、契約内容に適合した工事の履行を確保する

ために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定しております。さらに、その隣でございます。4番目の最低制限価格の110分の100は7,543万2,000円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。一番右の入札執行方法は電子入札となります。

その下、件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。入札年月日は令和6年10月17日、午前9時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の神奈川電設株式会社さんから最下段の株式会社明電舎横浜支店までの15社でございます。第1回入札では、下から6番目の株式会社ケンモチ電機さんが最も安い5,400万円が入札されました。この価格は消費税抜きの価格ですが、最上段にあります左から4番目の最低制限価格の110分の100の価格7,543万2,000円を下回ってしまったため、最低制限価格未満となり、失格となりました。

次に、上から3番目の有限会社松田電気工事さんは、7,600万円の入札で、この価格がですね、同じ最上段の左から2番目、入札書比較価格の8,400万円を下回った価格で、さらに左から4番目の最低制限価格の110分の100の価格7,543万2,000円を上回っております。結果、入札書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、第1回入札で落札となりました。最上段の右から2番目の落札価格は、第1回入札価格に消費税を加算しました8,360万円が契約価格となります。

次ページの参考資料3をお願いいたします。参考資料3は、令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事平面図でございます。管理棟教室の屋上、赤色の部分が令和6年度の設置予定箇所になります。太陽光パネル81.7キロワット、蓄電池17.6キロワットアワーでございます。点線の部分は既設設置分で、太陽光パネル10キロワットでございます。今回新設の太陽光パネルと合わせまして、合計で91.7キロワット、蓄電池では17.6キロワットアワーとなります。

恐れ入ります、最後、次ページ、参考資料4をお願いいたします。こちらはですね、一般財団法人環境イノベーション情報機構が松田町に対して令和6年

度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助金の公募結果、要は採択内示通知でございます。それと、さらに裏面には別紙としまして事業の名称や施設の名称、応募申請額を記載しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点お伺いをいたします。工事請負契約書の中にはですね、8番の次に本契約の証としてということを書いてありますけれども、この中にですね、この契約は議会の議決及び交付決定を得るまで仮契約をするというふうにあります。この仮…交付決定というのがですね、いつなのか。参考資料4を見ますと、事業採択されたんですけれども、これから交付申請書の提出ということなので、交付決定はこれから先ですよ。ですので、交付決定がね、得られてない段階で議会の議決を得るというのは、どういうことなのかなということ、その点をお伺いをいたします。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えをいたします。今回9月…参考資料4の9月26日付の公募結果についてというのは、内示というような意味合いでございます。こちらのほうですね、交付申請に…交付申請に最終的に必要な書類が確約書というものがございます。これは確実に事業を実施することを約束する書類で、町としても本契約は議決案件であるため、議会承認を得た上で速やかにその確約書での議決案件、議決を得たというところで確約書を提出したいと考えております。その結果、交付確定というんですかね、が恐らく工期の関係で11月のなるべく早い段階で出していただけるように、向こうのほうと環境イノベーション情報機構のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

9 番 井 上 こういったですね、補助金のほうの交付確定、交付決定というのが請負契約の条件になっているのであれば、やはりそれは先にですね、交付決定なりを受けて、それから議会のですね、議決承認に入るということが順序ではないかと。なぜならば、例えば交付決定が何らかの理由で出ない。けれども、先にですね、議会の議決で…議会の議決を通っているというのは、順序が逆じゃないかなと

いうふうに思いますが、その辺はどのように整理をされるのかね、お伺いをいたします。

教 育 課 長 こちらの補助金については、内示…参考資料4でつけさせていただいたもの
です。採択という形になっておりますので、工期と合わせていくとですね、
契約の…契約書において議決を得た上で交付決定という…すみません。本契約
という形になっておりますので、そのように進めさせていただいているところ
です。（私語あり）

議 長 町長、手を挙げて発言してください。

9 番 井 上 教育課長が答えるんじゃないくて、もっとほかのところね、契約担当課なり
が、工事請負契約書は契約担当課のほうが作っているわけですよ。その辺が
ね、議会の議決が先でね、議会の議決を得たから交付決定の申請をしますなん
ていう…交付申請しますなんていうのは逆じゃないのと。そういうちゃんとし
た補助金のね、が決定をした。その後ですね、こういうふうに補助金が決定
をしまして、一般財源これです、補助金額がこれですと、こういうふうな内容
の中で、この事業の契約については議会は承認ができますかどうかというのを
伺うのが順序じゃないかなというふうに思うんで、そこの説明を、整理をお願
いしたいと思います。

参事兼総務課長 井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。井上議員がおっしゃられ
るように、通常の補助金事業であれば、交付決定があつてから入札して議会の
承認というのが、その方法は本来の姿だと思うんですが、今回この環境イノー
ベーションの情報機構の補助金事業の在り方のスキームとしまして、あくまでも
今回は内示のまず確約書が出たと。その後今度入札をしまして、今度うちの
ほうで確約書というのを出さなければいけないんですが、その確約というのは、
入札のした工事契約を、今回は5,000万以上の、予定価格が5,000万以上の工事
なので、議会の承認を得ないと町としてもやれるという確約が得られないよう
な状態。議会の承認を得て初めて確約書が出せるような形なので、本来であ
れば井上議員がおっしゃられるような形が理想ではあるんですが、今回のこの環
境イノベーションにつきましては、そういうような補助金のスキームが、内示

が出てから町のほうの入札して確約書を提出してから交付決定という流れですので、その流れに従って今回はやっている、やらせていただいているような状況でございます。以上です。

9 番 井 上 分かりました。じゃあ、まだこの参考資料4のですね、2のところに書いてありますけども、交付申請についてはこれから提出をされるということによろしいのかということで、そこだけ確認をしてですね、質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

教 育 課 長 交付申請につきましては、こちらに書いてあるように、10月10日までに交付申請という形になっておりますので、それに最終的に確約書をつけるというのがこの議決の後。交付申請は手続どおりに出しております。（私語あり）

8 番 田 代 第2号様式、入札経過調書について質問させていただきます。全部で15社が参加ということで、そのうち6社が入札されたと。辞退が同じ数の6社、それと棄権が3社ありました。まず、入札のこの表示なんですけど、普通は数字が入ってくるんですけど、この棄権とか辞退というのは、やはりその画面にそういう形で表示されるということなんですか。それが…まずそれだけお伺いします。

参事兼総務課長 辞退については、事前に届出がありますので、画面のほうで辞退という形に出しております。棄権のほうについては、そのときまでに棄権という届出はないので、反応がない場合は棄権という形で…ごめんなさい。応札がない場合は棄権という形です。

8 番 田 代 辞退は分かりました。遠慮してお断りするというふうに理解しておりますけれども、棄権については、権利を捨てて使わないこと、または放棄すると。一般競争入札じゃなくて、今回電子…指名競争入札ですよ。こういった業者についてはどうなんですかね。こちらが手間暇かけて、お声をかけているのに、何も連絡してこない。棄権という表示されたんですけど、そういう業者は次回同様な入札には選考委員会で外していいと思うんですけども、その辺の見解についてお願いいたします。

副 町 長 指名選考委員会の委員長をしていますので、私のほうから回答をさせていた

できます。今、田代議員おっしゃるとおりです。私どももですね、やはり選考の際には過去の、今回の結果等も含めてですね、過去の指名また応札の状況をよく鑑みた中でですね、推薦をしていくというところがございますので、やはり棄権と、辞退ではなくて棄権というところについてはですね、その指名のときの罰則といいますかね、指名から除くということも十分議論をしながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

8 番 田 代 棄権について理解できました。厳正な執行をこれからもお願いしたいと思います。

次に、全部で15社のうち6社が辞退していますよね。話としては、その前に一回入札したんだけど、落札者がいなかったというふうな経緯があったと思うんですけども、この辞退された方は前回もこの指名競争入札で参加された業者か、そうではないか。この辺についてお願いします。

参事兼総務課長 今回の入札で辞退された業者が前回の入札に参加されているかどうかというお話だと思うんですが、前回の入札のほうには参加はしていません。

8 番 田 代 あと、これは私からの要望として捉えていただきたいと思います。やはり15社のうち6割が札を入れなかった。4割で競争入札が行われた。棄権の方は構わないんですけども、辞退された方には追跡調査ということで、どういった理由で辞退なのかと。それがまた次回の選考委員会で参考になると思いますので、これは回答要りません。要望ということで捉えていただきたいと思います。終わります。

議 長 そのほかございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り採決を行います。議案第42号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立松田中学校太陽光発電設備整備工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。